

鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日告示第 220 号
改正 平成 25 年 8 月 23 日告示第 398 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 104 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日告示第 117 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 98 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 114 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 105 号
改正 令和 6 年 3 月 31 日告示第 122 号

1 目的及び交付

市長は、家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進することにより、地球環境の保全に寄与するとともに、地域のエネルギー供給力を高め、地域経済の活性化、地元事業者の技能蓄積、エネルギーに関する地域への意識啓発等を図るため、再生可能エネルギー設備の設置を行う者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー設備 次の設備又は装置をいう。
 - ア 太陽光発電設備
 - イ 太陽熱利用装置
 - ウ 地中熱利用装置
- (2) 市内業者 市内に所在地を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者をいう。
- (3) 町内会等 市内に存する町内会及び住民自治組織をいう。

3 補助金の交付対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再生可能エネルギー設備を設置する者
- (2) 市内に住所を有する個人（実績報告書の提出時までに本市に転入する予定である者を含む。）、市内に本店を置く法人又は町内会等
- (3) 再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者
- (4) 補助金申請年度の 3 月末日までに、実績報告書を提出できる者
- (5) 市税に滞納がない者

4 除外

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 複数の敷地内に再生可能エネルギー設備を設置する者
- (2) 同一世帯に属する者（世帯分離して同一住宅等に居住する者を含む。）が既にこの補助金の交付の決定を受けている者
- (3) 既に交付の決定を受けている者の住宅等の一部を借り受けて事業を行う法人事業者

5 補助金の交付の対象となる設備、補助金の額等

補助の対象となる再生可能エネルギー設備、補助金の額等は、別表のとおりとする。

6 交付申請

交付申請時に提出すべき書類は、規則様式第1号のほか次の各号に掲げる書類とし、規則様式第2号及び第3号は、省略できるものとする。ただし、市の住宅リフォーム支援事業の申請をあわせて行う場合は、次の各号に掲げる書類についても省略することができるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー設備の設置工事の見積書の写し（申請者自らが設置する場合は、設置に要する費用の見積書の写し）
- (2) 太陽光発電設備に係る申請の場合は、設置しようとする設備の公称最大出力の合計値が分かる書類
- (3) 再生可能エネルギー設備を設置する土地又は建物の所有者（以下「所有者」という。）及び所在地が分かる書類
- (4) 申請者と所有者が異なる場合は、再生可能エネルギー設備の設置について所有者の承諾を得ていることを証する書類
- (5) 再生可能エネルギー設備の設置工事の工事箇所が分かる図面
- (6) 着工前カラー写真
- (7) 市税納付状況の照会に係る届出又は納税証明書（町内会等が申請する場合を除く。）

7 実績報告

実績報告時に提出すべき書類は、規則様式第9号のほか次の各号に掲げる書類とし、規則様式第3号は、省略できるものとする。ただし、市の住宅リフォーム支援事業の申請をあわせて行い、実績報告書を提出している場合は、次の各号に掲げる書類についても省略することができるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー設備の設置工事に要した費用に係る契約書（申請者自らが設置する場合を除く。）及び領収書の写し
- (2) 太陽光発電設備に係る申請の場合は、設置した設備の公称最大出力の合計値が分かる書類
- (3) 再生可能エネルギー設備の設置工事の施工写真（工事完了後）
- (4) 住民票（申請時において申請者が本市に住所を有していない場合）

8 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 23 日告示第 398 号）

この告示は、平成 25 年 8 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 104 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 117 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 98 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 114 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 105 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日告示第 122 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5項関係）

再生可能エネルギー設備の種類	補助金額又は補助率
太陽光発電設備	1kw 当たり 15,000 円（上限 120,000 円）
太陽熱利用装置	10 分の 1（上限 25,000 円）
地中熱利用装置	10 分の 1（上限 100,000 円）

備考

- 1 補助対象設備は、本市域内に新たに設置するもの（既存設備の更新は対象外とする。）又は増設するものとし、未使用品であること（中古品は対象外とする。）とする。
- 2 太陽光発電設備は、設置しようとする太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、1kWあたり1万5千円を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 3 太陽光発電設備以外の補助対象設備については、補助対象設備の設置工事費に補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、それぞれの上限額以内とする。
- 4 太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約（受給開始日が交付決定に係る年度の4月1日から3月31日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの）であること。